

青森県報

第二千五百二十六号

平成十七年
九月七日
(水曜日)

目次

規 則

告 示

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境政策課) ……一

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……一

結核予防法による医療機関の指定……………(同) ……二

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……二

技能検定試験の施行……………(労政・能力開発課) ……三

急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……四

急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(同) ……四

右 同……………(同) ……五

公 告

農地保有合理化事業規程の承認……………(構造政策課) ……六

砂利採取業務主任者試験の施行……………(河川砂防課) ……六

土地区画整理組合の事業計画変更の認可……………(都市計画課) ……六

教育委員会

博物館に相当する施設の指定の取消し……………(文化課) ……七

人事委員会

人事委員会規則一・一(不利益処分についての不服申立てに関する規則)の一部を改正する規則……………(管理課) ……七

規 則

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十一号

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公害防止条例施行規則(昭和四十七年九月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「第五条第一号」を「第三十五条第一号」に改め、同項第二号中「第五条第二号」を「第三十五条第二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第七百十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	八口薬局宮園 鈴木医院 かみきた薬局	所在地	弘前市大字宮園五丁目三三の二 三沢市中央町四丁目一の四二 上北郡東北町旭南一丁目三一の九七五	指定年月日	平成一七・七三 一七・七二 一七・七三
----	--------------------------	-----	--	-------	---------------------------

青森県告示第七百十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十七年九月七日

青森県知事 三村 申 吾

名称	みやぞの薬局 ひまわり薬局石江店 かみきた薬局	所在地	弘前市大字宮園五丁目三三の二 青森市大字石江字岡部七六の一 上北郡東北町旭南一丁目三一の九七五	指定年月日	平成一七・八九 一七・八三 一七・八三
----	-------------------------------	-----	---	-------	---------------------------

青森県告示第七百十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により告示する。

平成十七年九月七日

青森県知事 三村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏名 社会福祉法 人三笠苑	主たる事務所の 所在地又は住所	南津軽郡平賀町 大字館田字西和 田一九五	居宅サービス の種別	認知症対 応型共同 生活介護	居宅サービス 事業所 の名称	グループ ホーム サンラ イフ三笠	所在地	南津軽郡平賀町 大字館田字西和 田二〇一の二	指定 年月日	平成 一七・八三
-------------	-----------------------------	--------------------	----------------------------	---------------	----------------------	----------------------	----------------------------	-----	------------------------------	-----------	-------------

青森県告示第七百十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法十七条の二十三第一号の規定により告示する。

平成十七年九月七日

青森県知事 三村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の 所在地	社会福祉法 人明和会	身体障害 者居宅支 援の種別	居宅介護 等事業	身体障害者 居宅生活支援 事業を行う事業所 の名称	むつ市大字田名 部字赤川内並 木一四の二四五	所在地	むつ市大字田名 部字赤川内並 木一四の二四五	指定 年月日	平成 一七・八一
-----------	----	----------------	---------------	----------------------	-------------	------------------------------------	------------------------------	-----	------------------------------	-----------	-------------

青森県告示第七百十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により告示する。

平成十七年九月七日

青森県知事 三村 申 吾

指定居宅支援事業者	名 称	主たる事務所所在地	類 別	名 称	所 在 地	指 定 日
児童居宅生活支援事業を 行う事業者	特定非営利活動法人 八戸市小中野五丁目一〇の一八	八戸市小中野五丁目一〇の一八	児童居宅支援の種 別	デイサービス トゆめ	八戸市小中野五丁目一〇の一八	平成 一七 年 九 月 一 日

青森県告示第七百十七号

平成十七年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。
平成十七年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

2 一級及び二級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニルシート防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）

3 三級

機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）

4 単一等級
電子回路接続（電子回路接続作業）、製麺（機械製麺製造作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

5 五輪
電工、電気溶接、西洋料理

二 実施期日
1 実技試験は、平成十七年十一月二十五日（金）から平成十八年二月十九日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験
（一）平成十八年一月二十九日（日）に実施する職種
機械検査、帆布製品製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工

（二）平成十八年二月五日（日）に実施する職種
特級
機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

（一）一級及び二級
さく井、自動販売機調整、パン製造、コンクリート圧送施工、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、酒造、建築大工、防水施工、カーテンウォール施工、塗装

（二）三級
建築大工

（三）単一等級
樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工

(三) 平成十八年二月十二日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械保全、和裁、電気製図

(2) 単一等級

電子回路接続、製麺

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。
青森市 弘前市 十和田市

四 受検申請書の提出期限

平成十七年九月二十六日(月)から同年十月七日(金)まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一
青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七・七三四・九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七・七三八・五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第七百十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

平岡一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域(市道新城緑ヶ丘一号線、市道新城緑ヶ丘六号線、市道新城緑ヶ丘七号線、市道新城緑ヶ丘八号線、市道新城緑ヶ丘九号線、市道新城緑ヶ丘一〇号線、市道新城緑ヶ丘二一号線及び市道新城緑ヶ丘二二号線の区域を除く。)。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	青森市	新城	平岡	一〇八の一
二	"	"	"	一〇九の二一
三	"	"	"	一〇九の二八五
四	"	"	"	一〇九の五二二
五	"	"	"	一〇九の五九六
六	"	"	"	八〇の三
七	"	"	"	八〇の三
八	"	"	"	九四

青森県告示第七百十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、昭和五十年五月十三日青森県告示第三百八十八号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

第十号を次のように改める。

十 川守町二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び

標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（市道連絡七号線の区域を除く。）
 この場合において、標柱一号と標柱七号を結んだ線は市道浜通線右側官民地境界線
 とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。
 標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	むつ市	川守町		三〇八
二	"	"	"	五六二
三	"	"	"	五六〇の一
四	"	"	"	五六〇の一
五	"	"	"	一三四の二〇
六	"	"	"	二六二
七	"	"	"	二六〇の二

青森県告示第七百二十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
 三条第一項の規定により、平成十三年二月二十六日青森県告示第百十六号（急傾斜地
 崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公
 示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及びむつ県土整備事務所に備
 え置いて縦覧に供する。

平成十七年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

「次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順
 次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域。こ
 の場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。
 標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	名地	番
------	------	-----	----	----	---

標柱番号	市町村名	大字名	字名	名地	番
一	下北郡大間町	奥戸	奥戸村	奥戸村	九五の二
二	"	"	館ノ上	館ノ上	二八
三	"	"	奥戸村	奥戸村	九八
四	"	"	"	"	一一六
五	"	"	"	"	一一七
六	"	"	"	"	一一七
七	"	"	"	"	九五の二
八	"	"	"	"	九五の二

「次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十六号までを
 順次結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を結んだ線に囲まれた区域
 （町道奥戸館ノ上線の区域を除く。）この場合において、各標柱
 を結ぶ線は直線とする。
 標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	名地	番
一	下北郡大間町	奥戸	館ノ上	奥戸村	九九の五
二	"	"	"	"	四一
三	"	"	奥戸村	奥戸村	九八
四	"	"	"	"	一一六
五	"	"	"	"	一一七
六	"	"	"	"	一一〇の一
七	"	"	"	"	一一七
八	"	"	"	"	一五八
九	"	"	"	"	一六三
十	"	"	"	"	一五七の二
十一	"	"	"	"	一五七の一
十二	"	"	"	"	一三九の一
十三	"	"	"	"	一三〇
十四	"	"	"	"	一一七
十五	"	"	"	"	九五の二

を

に改める。

公 告

農地保有合理化事業規程の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定により、津軽みなみ農業協同組合が定めた農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定により公告する。

平成十七年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に掲げる事業をいう。）
農地信託等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

砂利採取業務主任者試験の施行

平成十七年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

平成十七年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十七年十一月十一日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」五階 会議室「あすなる」

二 試験科目等

試験は、筆記による試験とし、その試験科目は次に掲げる事項とする。

- 1 砂利の採取に関する法令
- 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

平成十七年十月三日から同月二十一日まで（郵送の場合は同月二十一日付け消印のあるものまで有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 履歴書 一通

3 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

七千六百円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書及び履歴書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課で配布する。（郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。）

後日、受験者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、弘前市安原第二土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

弘前市安原第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十一年八月十六日から平成十九年三月三十一日まで

三 施行地区

弘前市大字大清水字上広野、同大字字下広野、大字広野二丁目、大字大清水四丁目、大字安原三丁目及び大字清水森字村元の各一部

四 事務所の所在地

弘前市大字大清水四丁目九の五

五 設立認可の年月日

平成十一年八月十六日

六 変更認可の年月日

平成十七年八月三十一日

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第十三号

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十四条の規定により、和田淡水魚水族館の博物館に相当する施設としての指定を取り消す。

平成十七年九月七日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

人 事 委 員 会

人事委員会規則一・一（不利益処分についての不服申立てに関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月七日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一・一（不利益処分についての不服申立てに関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一・一（不利益処分についての不服申立てに関する規則）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「の都度」を「において審尋を行ったときは」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭